

## [ 保管場所の所在図・配置図 ] の 記 載 例

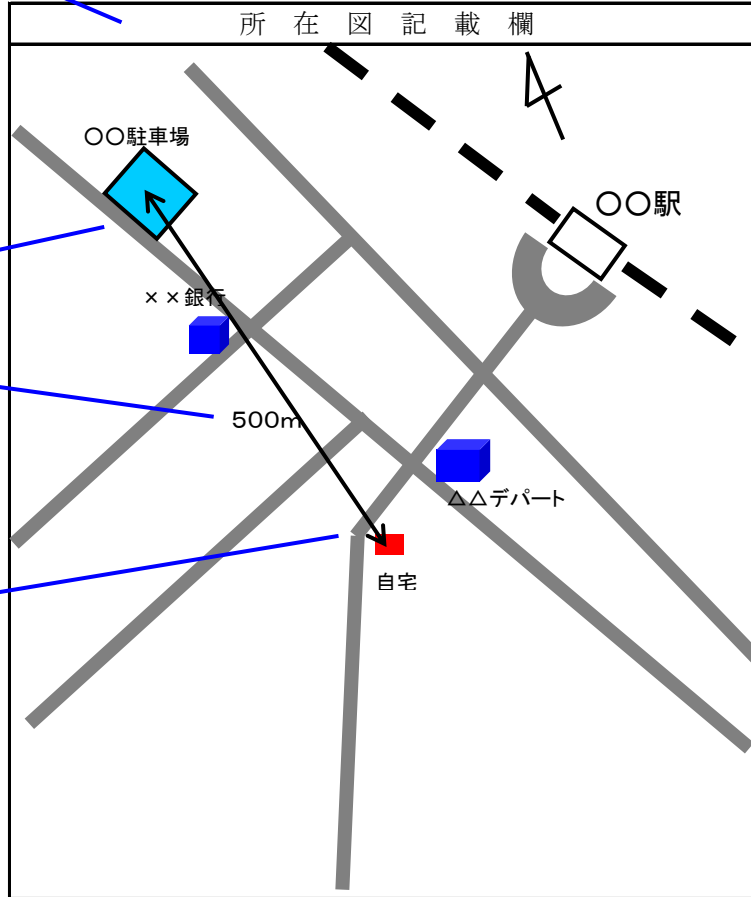
●使用の本拠の位置(自宅等)と同じ敷地内に保管場所を設ける場合、または、使用の本拠の位置と保管場所が旧自動車と同じ場合は、所在図の作成を省略することができます。ただし、警察署長が必要と認めた場合は、

所在図は自宅と保管場所を含む近隣の地図です。目標となる施設等を入れて下さい。

保管場所の位置を記入して下さい。

必ず、使用の本拠と保管場所の間の距離を記入して下さい。(2kmを超える場合は、証明の対象になりません。)

使用の本拠の位置を記入して下さい。

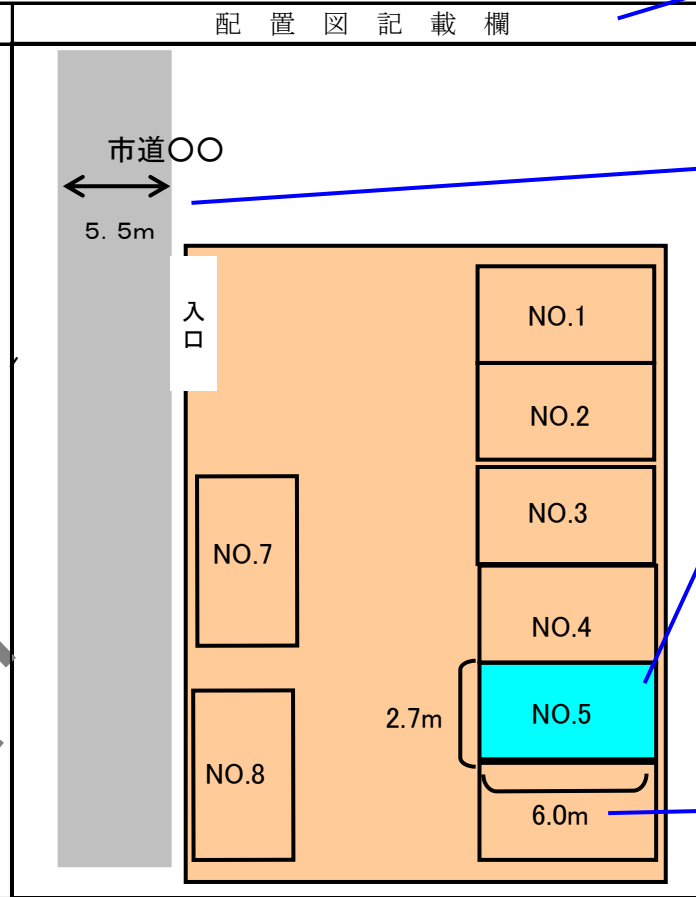


配置図は、申請または届出対象の自動車を、該当する土地のどの場所に、どのように保管するのを示

保管場所に接する道路の幅員を記入して下さい。

保管する位置を明示して下さい。

保管場所の大きさ(幅、長さ)の寸法を記入して下さい。





## 保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

備考1 使用の本拠の位置（自宅等）と同じ敷地内に保管場所を設ける場合、または、使用の本拠の位置と保管場所が旧自動車と同じ場合は、所在図の作成を省略することができます。

ただし、警察署長が必要と認めた場合は、所在図の提出を求めることがあります。

2 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。（ボールペン又はペンで記入）

備考1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。

2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。